

議第 1 3 2 9 号

令和 2 年（2 0 2 0 年）1 2 月 1 4 日付け 都計第 3 9 1 号 熊本県知事付議

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく  
産業廃棄物処理施設の位置の件（合志市）

令和 2 年（2 0 2 0 年）1 2 月 2 3 日提出

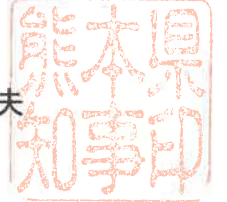
熊本県都市計画審議会  
会長 位 寄 和 久

都計第391号

令和2年(2020年)12月14日

熊本県都市計画審議会会長 位寄 和久 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件(合志市)  
このことについて、建築基準法第51条ただし書きの規定により、別添のとおり貴審議会に付  
議します。

# 産業廃棄物処理施設の位置について

(廃プラスチック類の破碎施設：合志市)

## 施設概要

施設の種類	位置	敷地面積	処理能力
産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類 の破碎処理)	合志市竹迫字 中津 360 番 1 外 3 筆	9,356 m <sup>2</sup>	【産業廃棄物処理施設】 廃プラスチック類 29.52t/日

位置及び区域等は別紙表示のとおり

## 付議理由

申請者は、上記位置で、破碎施設の一日当たりの処理能力 5t 以下で廃プラスチック類の破碎施設を設置し操業中だが、今回処理能力を上げるために施設を増設する予定である。

今回の計画では、破碎施設を増設により一日当たりの処理能力が 5t を超え、建築基準法第 51 条及び同法施行令に規定する「位置の制限を受ける処理施設」に該当することとなるため、特定行政庁が同法第 51 条ただし書きの規定に基づき建築許可を行う際に、その敷地の位置が都市計画上支障ないか、貴審議会の議を経る必要があり付議するもの。

